

跡見学園女子大学情報セキュリティポリシー

1. 基本方針

跡見学園女子大学(以下「本学」という。)において研究・教育活動を推進するうえで情報資産は重要な資産である。高度情報化社会にあつて、本学における研究・教育活動を安全かつ十全に遂行していくためには、学内の情報システムを整備し、情報セキュリティに対する意識を向上させ、もつて情報資産のセキュリティを確保することが不可欠である。

教職員、学生およびすべての関係者が不断の努力をもつて、情報資産を保全するために情報セキュリティポリシー(以下「ポリシー」という。)を制定する。本学の提供するサービスを利用する者は、このポリシーを遵守する責任があり、意図の有無を問わず、学内外の情報資産に対する権限のないアクセスや改ざん、複写、破壊、漏洩等をしてはならない。

2. 目的

本ポリシーの目的は次のとおりである。

- (1) 本学の情報セキュリティに対する侵害の阻止
- (2) 学内外の情報セキュリティを損ねる加害行為の抑止
- (3) 情報資産の分類と重要度に見合った管理
- (4) 本学構成員の情報セキュリティ対策実施に関する支援
- (5) 情報セキュリティの評価と更新

3. 定義

本ポリシーで使用する用語の定義は次のとおりである。

(1) 情報セキュリティ

情報資産の機密性(情報に関して、アクセスを許可された者だけがアクセスできる状態を確保すること)、完全性(情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること)及び可用性(情報へのアクセスを許可された者が、必要時に中断することなく、情報及び関連資産にアクセスできる状態を確保すること)を維持すること。

(2) 情報資産

情報及び情報を管理する仕組み(情報システム並びにシステム開発、運用及び保守のための資料等)の総称。

(3) 情報システム

同一組織内において、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うもの。

その他の用語の定義は、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(内閣官房情報セキュリティ対策推進会議策定、平成 12 年7月)に定める定義と同様とする。

4. 対象範囲ならびに対象者

本ポリシーの対象範囲は、本学の所有するすべての情報資産ならびに本学が管理する機器、ネットワーク及び一時的にネットワークに接続された機器とする。

ポリシーの対象者は本学の情報資産を利用する教職員、非常勤教職員、委託業者、大学院生、学部学生、研究生、聴講生、来学者等の大学に関係する者すべてとする。

5. 組織・体制

本学における情報セキュリティ対策を推進するために情報セキュリティ統括責任者を置く。情報セキュリティ統括責任者は情報セキュリティ委員会の委員長となる。

6. 情報セキュリティ対策基準

本学において別に定める。

平成 24 年 12 月 19 日大学評議会にて決定